

高知県地籍調査事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県地籍調査事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、地籍調査事業を推進するため、市町村及び国土調査法施行令（昭和27年政令第59号）第1条各号に規定する者（以下「土地改良区等」という。）（以下「補助事業者」という。）が、国土調査法（昭和26年法律第180号）に基づいて行う地籍調査事業（以下「補助事業」という。）に要する経費に対して予算の範囲内で、補助金を交付する。

(補助率)

第3条 補助事業の補助率については、次の各号に掲げる場合についてそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 市町村が補助事業を実施する場合 補助事業に要する経費の4分の3以内
- (2) 土地改良区等が補助事業を実施する場合 補助事業に要する経費の6分の5以内

(補助金の交付の申請)

第4条 規則第3条第1項の補助金等交付申請書の様式は、別記第1-1号様式によるものとし、補助事業者は、1部を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、交付の決定を受けた補助金の額を変更しようとする場合又は第5条第1号の規定に該当し、交付の決定を受けた補助金の額が変更となる場合は、別記第1-2号様式に関係書類を添付して、1部を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第4条の2 知事は、前条第1項の規定による申請が適当であると認めたときは、補助金の交付の決定をし、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、補助事業者が別表に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(補助金の交付の決定の取消し)

第4条の3 知事は、補助事業者が別表に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助の条件)

第5条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業を中止し、若しくは廃止する場合又は重要な変更（計画変更により交付の決定を受けた補助金の額が変更となる場合、調査する地区の大字名等を新たに追加又は削除する場合及び直接経費と附帯経費相互間の流用額が300万円を超える場合をいう。）を行う場合は、事前に別記第2号様式による地籍調査事業の（中止・廃止・計画変更）承認申請書を1部知事に提出して、その承認を受けなければならないこと。
- (2) 補助金の交付の決定のあった年度内に補助事業を完了すること。ただし、繰越承認を受けた場合は、この限りでない。
- (3) 補助金の経費の使用については、国土交通大臣が別に定めるところに従うこと。
- (4) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (5) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (6) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (7) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- (8) 補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- (9) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
- (10) 補助金の交付を申請するに当たっては、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。
- (11) 補助事業の実施に当たっては、別表に掲げるいずれかに該当すると認められる

ものを契約の相手方としないこと等の暴力団等排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(12) 事業実施主体が県税の納税義務者である場合は県税の滞納がないこと。

(申請の取下げ)

第6条 規則第7条第1項に基づき申請の取下げをしようとする補助事業者は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して10日以内に、その理由書を添えて知事に届け出なければならない。

(概算払の請求)

第7条 補助事業者は、補助金の一部について概算払の請求をしようとする場合は、別記第3号様式による概算請求書を知事に提出しなければならない。

2 概算払で請求することができる金額は、交付の決定を受けた補助金額の90パーセント以内の額とする。

(着手届)

第8条 補助事業者は、補助事業に着手したときは、別記第4号様式による着手届を1部知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第9条 補助事業者は、補助事業の遂行状況を、補助金の交付の決定があった年度の12月31日現在において、別記第5号様式による地籍調査事業遂行状況報告書により、翌月20日までに1部を知事に提出しなければならない。

(完了届)

第10条 補助事業者は、当該補助事業の完了後速やかに別記第6号様式による完了届を1部知事に提出しなければならない。

(実績報告等)

第11条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第7号様式によるものとし、補助事業者は、補助事業が終了した日から起算して30日以内又は補助事業実施年度の終了した日から起算して15日以内のいずれか早い日までに1部を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、第5条第10号ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、第5条第10号ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を速やかに別記第8号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

(繰越承認の申請)

第12条 補助事業者は、第5条第2号ただし書の規定による繰越承認を申請するときは、別記第9号様式による繰越承認申請書を知事に提出しなければならない。

(年度終了実績報告)

第13条 規則第11条第1項後段の規定による会計年度終了時における実績の報告は、別記第10号様式によるものとし、当該会計年度の翌年度の4月15日までに知事に提出しなければならない。

(グリーン購入)

第14条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第15条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(附則)

この要綱は、昭和48年度の交付する国土調査事業費補助金から適用する。
この要綱は、令和8年5月31日限りで、その効力を失うものとする。

(附則)

この要綱は、昭和52年4月1日から適用する。

(附則)

この要綱は、昭和59年4月1日から適用する。

(附則)

1 昭和 60 年度に交付する国土調査事業費補助金に限り、第 3 条に規定する補助対象事業の補助率は次のとおりとする。

- (1) 土地分類調査事業 調査に要する経費の 5 分の 4 以内
- (2) 地籍調査事業 調査に要する経費の 5 分の 4
- (3) 地籍調査管理事業 調査に要する経費の 5 分の 4 以内

2 この要綱は、昭和 60 年 4 月 1 日から適用する。

(附則)

1 昭和 61 年度から昭和 63 年度までの各年度の間に交付する国土調査事業費補助金に限り、第 3 条に規定する補助対象事業の補助率は次のとおりとする。

- (1) 土地分類調査事業 調査に要する経費の 10 分の 7.5 以内
- (2) 地籍調査事業 調査に要する経費の 10 分の 7.75
- (3) 地籍調査管理事業 管理事業に要する経費の 10 分の 7.5 以内

2 この要綱は、昭和 61 年 4 月 1 日から適用する。

(附則)

1 平成元年度から平成 2 年度までの各年度の間に交付する国土調査事業費補助金に限り、第 3 条に規定する補助対象事業の補助率は次のとおりとする。

- (1) 土地分類調査事業 調査に要する経費の 10 分の 7.5 以内
- (2) 地籍調査事業 調査に要する経費の 10 分の 7.75
- (3) 地籍調査管理事業 管理事業に要する経費の 10 分の 7.5 以内

2 この要綱は、平成元年 4 月 1 日から適用する。

(附則)

1 平成 3 年度から平成 4 年度までの各年度の間に交付する国土調査事業費補助金に限り、第 3 条に規定する補助対象事業の補助率は次のとおりとする。

- (1) 土地分類調査事業 調査に要する経費の 10 分の 7.5 以内
- (2) 地籍調査事業 調査に要する経費の 10 分の 7.75
- (3) 地籍調査管理事業 管理事業に要する経費の 10 分の 7.5 以内

2 この要綱は、平成 4 年 4 月 1 日から適用する。

(附則)

この要綱は、平成 5 年 4 月 1 日から適用する。

(附則)

この要綱は、平成 10 年 4 月 8 日から適用する。

(附則)

この要綱は、平成 13 年 4 月 17 日から適用する。

(附則)

この要綱は、平成 14 年 4 月 9 日から適用する。

(附則)

この要綱は、平成 16 年 4 月 12 日から適用する。

(附則)

この要綱は、平成 17 年 4 月 18 日から適用する。

(附則)

この要綱は、平成 20 年 6 月 1 日から適用する。

(附則)

この要綱は、平成 23 年 5 月 31 日から適用する。

(附則)

この要綱は、平成 26 年 4 月 28 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

(附則)

この要綱は、平成 29 年 4 月 3 日から適用する。

(附則)

この要綱は、令和 2 年 4 月 22 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

(附則)

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第4条の2、第4条の3、第5条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。